

令和3年度 第5回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和3年 8月31日 (火)			
開 催 場 所	今帰仁村保健センターホール			
開 催 日 時	令和3年 8月31日 午後 1時 33分 開 会			
	令和3年 8月31日 午後 4時 20分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠席委員番号				
議事録署名委員	1 番	米須 清和	2 番	平安山 良也

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第5回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、1番 米須 清和（こめす きよかず）委員、2番 平安山 良也（へんざん よしや）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>（諸般の報告）</p> <p>報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて</p> <p>報告2 令和3年度市町村農業委員等の公務災害補償制度加入申込みについて</p> <p>報告3 嘱託登記の報告について</p> <p>報告4 非農地・4条及び5条申請の見直しについて</p>
議 長 （日程第4）	<p>それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第27号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第28号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第30号 農地転用事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第32号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について</p> <p>議案第33号 今帰仁村農業委員会嘱託登記基準について</p> <p>以上です。</p>

	<p>本日の提案された議案第26号から第33号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが13件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午後 2時 5分 再開 午後 3時 0分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページから5ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p>

		<p>続きまして、議案第 27 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>それでは、私のほうから議案第 27 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第 27 号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長		<p>ただ今、事務局からの説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議長		<p>議案第 27 号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議長		<p>議案第 27 号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 28 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>それでは私のほうから議案第 28 号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議長		<p>ただ今、説明がありました議案第 28 号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。</p>

		(質疑なし)
議	長	議案第28号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>議案第28号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは、私のほうから議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第29号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	<p>議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、事前着工されていたので始末書を添付しております。また申請地周辺に別の所有地があり、そこも無断転用されていましたが、指導し今後転用申請すると確認しています。特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については、異議はございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。こちらは議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは、私のほうから議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委	員	<p>議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)

議 長	<p>議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から3番について審議したいと思います。こちらは議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から3番及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から3番及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から3番及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から3番及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番については、令和3年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>

議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から3番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>それでは、私のほうから議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第31号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議	長	ただ今、事務局からの説明及び議案第30号整理番号1番の審議の際に面接対応委員からの報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。

		<p>続きまして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>それでは私のほうから、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長		<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員		<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長		<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議長		<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議長		<p>異議なしとのことでありますので、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きますして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和3年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きまして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、令和3年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きますして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については、令和3年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きまして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については、令和3年8月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きまして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、申請地へ行くまでには古宇利財産区を通る必要があり、区の規約により字の総会を開き同意を得なければなりません。コロナ蔓延のため総会が開けない状態です。皆様のご意見ををお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
委員	<p>申請地の進入路が古宇利財産区を通らないといけないということだが、面接時には区長の押印された同意書があった。この取り扱いはどうなっているのか。総会を開いていないので無効としたものなのか、取下げされたものなのか。</p>
事務局	<p>進入路に関しては取下げされておられません。給水管のものについては取下げされております。</p>

委員	手元にある同意書は進入路としてのもの？
事務局	はい。
委員	進入路に関しては評議員との字の総会が開かれていないので、地元委員としては同意書は無効ではないかと考えていると。
議長	暫時休憩します。
	休憩 午後 3時 55分 (議案第31号整理番号7番の申請内容について確認) 再開 午後 4時 00分
議長	休憩前に引き続き再開します。本件について、質疑はございませんか。
委員	水道は今の状態でも通るんですか。
事務局	申請地近くに水道管は通っていません。上の一周線のところは通っています。
委員	計画にはシャワー室等があるので、水道を引く必要があると思いますが。
事務局	現状、村からの水道管は引けないと思われます。
委員	下水は垂れ流しですか。
事務局	汲み取り式の浄化槽が計画にあります。
委員	それも車が入らないといけないけど、進入路の許可はちゃんとはもらっていないんですよね。
委員	通行許可がないといけませんね。字の問題なので農業委員会だけでは決められないですね。

委員	<p>区長は同意書について有効、無効とは何も言っていないです。第3者からすれば押印されているので有効と主張することもできる。後から字の総会が開かれて否決されたらトラブルにもなるし、今現在使えても総会次第では道が使えなくなるかもしれない。字の判断が必要になってくる。水道も引けない場所だし、転用の実現性が低い案件ではある。多数決で採決を取った方がいいのではないか。</p>
議長	<p>では、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については多数決で採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第31号整理番号7番について原案の通り可決と思う方は挙手をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">挙手 可決 0人 ・ 否決 8人</p>
議長	<p>多数決の結果、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については、否決ということで異議はございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については否決とします。</p> <p>続きますして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局からの説明及び議案第30号整理番号2番から3番の審議の際に面接対応委員からの報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番から9番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第32号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第32号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料15ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書読み上げ)</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
議 長	それでは資料確認のため、休憩します。
	<p>休憩 午後 4時 16分</p> <p>(資料確認及び議案第32号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明)</p> <p>再開 午後 4時 17分</p>
議 長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第32号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」質疑はございませんか。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和3年9月28日（火）を予定しています。 これにて令和3年度第5回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 4時 20分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印